

令和6年度営繕工事積算単価作成資材市場価格実態調査業務委託 仕様書

1 調査の目的

本調査は、三重県が発注する営繕工事の予定価格算出のための設計単価の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査品目及び調査時期

- (1) 営繕積算システム等開発利用協議会による営繕積算システム（RIBC2）に必要な材料一次単価及び市場単価（標準品）
年4回 物価資料等の刊行物※（以下、「刊行物」という）の7月号、10月号、1月号、4月号の調査時期に準じる
※ 物価資料等の刊行物 一般財団法人建設物価調査会発行の「建設物価」、「建築コスト情報」及び一般財団法人経済調査会発行の「積算資料」、「建築施工単価」のことをいう。
- (2) 営繕積算システム等開発利用協議会による営繕積算システム（RIBC2）に必要な材料一次単価（オプション品）1,127点
【別添資料1（営繕積算システムRIBC2用一次単価データ一覧表（オプション品））】
年1回 刊行物の4月号の調査時期に準じる
- (3) 追加資材単価 156点
【別添資料2（追加資材単価調査表）】
年1回 刊行物の4月号の調査時期に準じる
- (4) 機材市場価格 1,003点（うち、金額886点、備考（重量・容積等）117点）
【別添資料3（機材市場価格調査表）】
年1回 刊行物の4月号の調査時期に準じる
- (5) 建設廃棄物の受け入れ料金 416点（うち、中間処理404点、最終処分12点）
【別添資料4（建設廃棄物受け入れ料金調査表）】
年1回 刊行物の4月号の調査時期に準じる

3 調査の方法

- (1) 品目ごとに刊行物を比較し、中間値の単価（実勢価格）を調査する。
価格採用都市の優先順位は、津、四日市、名古屋、大阪の順とする。前記都市の単価が不明の場合は、前記以外の近隣都市又は地区の単価を採用する。
- (2) (1)の方法による調査で、単価が不明な品目については、次の方法により調査する。
刊行物の調査基準及び条件に準拠し、資材の売り手側である商社、問屋、特約店及びメーカー等の調査対象者を直接訪問して行う「面接調査」、電話で聞き取りを行う「電話調査」及び郵便等による「通信調査」を併用して実施する。

価格採用都市の優先順位は、(1)に準じる。

- (3) 単価換算及び端数処理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部発行の「公共建築工事積算基準等資料」に準じる。
- (4) 調査品目である2(2)～(5)のデータ使用権については、本業務で購入するものとし、業務完了後のデータ使用権については、三重県に帰属するものとする。

4 調査報告書(成果品)

- (1) 調査報告書(A4版)(対応一覧表を含む)

- ア 営繕積算システムRIBC2用一次単価データ一覧表(標準品)

- (建築・電気・機械別各1部)

- イ 営繕積算システムRIBC2用市場単価データ一覧表(標準品)

- (建築・電気・機械別各1部)

- ウ 営繕積算システムRIBC2用一次単価データ一覧表(オプション品)

- (建築・電気・機械別各1部)

- エ 追加資材単価調査表(1部)

- オ 機材市場価格調査表(1部)

- カ 建設廃棄物の受け入れ料金表(1部)

- (2) 電子媒体(CD-ROM等)

- ア 営繕積算システムRIBC2用一次単価ファイル(TAN形式)

- ※ (1)ア～ウにおいて、建築、電気、機械別に作成のうえ、標準品とオプション品を分けたファイルとし、ファイル名称は標準品とオプション品の区別が可能なものとする。

- イ (1)と同内容を入力したエクセルファイル

- ※ (1)ア～ウにおいては、「物価資料転記」「価格採用都市」「中間値採用」が分かるよう記載すること。

- ウ 中間値、単位換算及び端数処理を行う前の「ア 営繕積算システムRIBC2用一次単価ファイル」((一財)建設物価調査会、(一財)経済調査会ごとに作成)

- ※ 建築、電気、機械別に作成のうえ、標準品とオプション品を分けたファイルとし、ファイル名称は標準品とオプション品の区別が可能なものとする。

5 業務委託期間

- (1) 令和7年 3月 25日限り(可能な範囲で早期の提出とすること)

- (2) 「2 調査品目及び調査時期(1)」については、以下のとおりとする。

- ア 7月号 令和6年 6月 25日限り(可能な範囲で早期の提出とすること)

- イ 10月号 令和6年 9月 25日限り(可能な範囲で早期の提出とすること)

- ウ 1月号 令和6年12月 25日限り(可能な範囲で早期の提出とすること)

- エ 4月号 令和7年 3月 25日限り(可能な範囲で早期の提出とすること)

6 提出先

三重県 県土整備部 営繕課（三重県津市広明町 13）

7 調査員

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたる担当員を定め、発注者に通知するものとする。
また、受注者は、本業務の遂行上の管理を行う実施責任者を定め、発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者が実施責任者、担当員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

8 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

9 不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本調査の実施にあたり疑義が生じた場合は、三重県及び受注者双方で協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (3) 受注者が（2）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

10 特記事項

業務を進めるうえで、受注者の責により生じた業務外費用及び第三者に及ぼした損害に要した費用は、受注者の負担とする。